

社会福祉法人かながわ共同会 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和6年7月11日～令和10年3月31日
2. 目標と取組内容

目 標① 課長以上の管理職の女性比率を35%以上にします

目 標② 正職員の有休休暇取得率を70%から85%にあげます

目標①に対する取組内容

- 女性職員の採用について、活動の範囲を神奈川県はもとより関東地区以外にも広げ、裾野を広げます。また、福祉未経験者も積極的に採用し、研修制度やメンター制度を整備し人材育成にも注力します。
- 施設見学や説明会は随時対応し、福祉の仕事に興味を持って頂けるようなプログラムを準備します。
- 各種の就職説明会において、安心して働ける制度（子育て、介護の支援制度や、研修体系）について丁寧に説明します。
- 管理監督職、管理職候補の職員と法人本部との意見交換を年度に一度は実施し、その中で管理職としての力量があること、管理職となった時に期待していることを伝えるとともに、バックアップ体制についても整備していきます。
- 管理監督者（現場リーダー職）への登用も積極的に取り組みます。
- 子育て中の職員を対象としたサロン活動については継続し、育児や職場復帰についての情報共有、不安の軽減を図ることで離職を防止します。

目標②に対する取組内容

- 毎月の有休休暇取得状況を法人内で共有することは引き続き対応し、有休休暇取得についての啓蒙活動を継続的に行います。
- 人事、勤怠管理システムを見直し、業務の効率化を図ることで総務部門の負担を軽減し、有休休暇が取得しやすい環境を整えます。これにより管理職業務全般についても整理し、ワークとライフが好循環するよう対応していきます。

【男女賃金の差異】

全労働者	62.50%
正規	102.30%
非正規	98.40%

【平均勤続年数】

男性	14.1 年
女性	13.8 年

【管理職（課長相当職以上）に占める女性（正職員について）】

課長級以上 61 名。うち女性 16 名・・・26.2%